

市町村合併の前後における財政力指数と経常収支比率

広島大学地域経済システム研究センター教授
伊 藤 敏 安

2002年度から2009年度にかけて、市町村合併と「三位一体の改革」が重なり、自治体の財政力指数（単年度）は改善された。改善した自治体の比率は、非合併団体では70.7%であったが、合併団体では91.7%であった。それでもなお合併団体の財政力指数は、非合併団体のそれを下回っている。経常収支比率（減収・減税補填債と臨時財政対策債を含まない）は全体として上昇し、硬直性が増大した。これは分母となる経常一般財源等が微減した半面、分子となる経常経費充当一般財源等が相対的に高止まりしたからである。改善した自治体の比率は、非合併団体では31.5%であったが、合併団体では19.7%にとどまった。合併団体においては、たとえ緩やかでも「一本算定」が進められていけば、分母は縮小する。その一方、合併特例債をはじめ地方債への依存が比較的高いため、後年度の公債費負担は上昇する見込みである。このようにして分子が増大すれば、硬直性はさらに強まることが懸念される。合併団体においては合併10年を機会に、より計画的・効率的な行財政運営に努めていく必要がある。

1 趣旨

いわゆる「平成の大合併」のピークから10年が経過した。合併を経験した自治体においては特例期間が終了し、いわば通常モードに移行するはずであったが、東日本大震災の発生を機会に合併特例債の発行期限が延長され、普通交付税の「一本算定」は当初の予定より緩和されつつある。このうち合併特例債は事業費の95%に充当され、元利償還金の70%が後年度の基準財政需要額に算入されるという好条件が誘因となり、2011年度末の現在高は総額4兆円に達している。しかし、特例債といえども自治体の借金である。総事業費の33.5%は自己負担であり、地方税収入などがよほど増えない限り後年度の公債費を必ず押し上げる。公債費が高位水準のまま、普通交付税の「一本算定」がたとえ緩やかにでも推し進められていけば、財政の硬直性は確実に高まることが予想される。

合併を経験した自治体は、どのような財政問題に直面しているのだろうか。本稿では財政力指数と経常収支比率を取り上げ、非合併団体と対照させながら、市町村合併の前後における両指標の変化を概観する。これにより合併団体の課題を点検する。

2 分析対象と留意事項

本稿の対象年次は、「平成の大合併」が本格化する前の2002年度と一段落した2009年度である。2003～2009年度に合併を経験した団体について、2002年度時点の旧自治体の数値を組み替えて2009年度時点の新自治体の数値と比較する。2009年度というのは、市町村の合併の特例等に関する法律（新法）が失効した年次であり、一つの区切りといえる。2009年度であれば、東日本大震災の影響を考慮しなくてよい。分析対象は合計で1,718市町村、その内訳は2003～2009年度に合併経験あり580団体、合併経験なし1,138団体である¹。

使用データは、総務省「市町村決算状況調」と「市町村決算カード」である。長野県旧山口村は岐阜県中津川市に組み替えた。山梨県旧上九一色村は分割されて甲府市と富士河口湖町に編入されたため、旧村の地方税などの数値は人口に基づいて按分した。以下では個別の自治体の数値を類似団体別に集計している。類似団体の区分は人口基準のみによるものであり、産業構造を考慮していない。

以下でいう財政力指数は3か年平均ではなく、2002年度と2009年度のそれぞれについて基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合をみたものである。経常収支比率は、経常一般財源等に対する経常経費充当一般財源等の比率をみたものであり、分母に減収・減税補填債と臨時財政対策債を含まない。

3 改善した財政力指数

市町村合併に平行して2004～2006年度に「三位一体の改革」が行われた。その影響により2002～2009年度における地方税収入は、対象自治体全体で4.0%増加した半面、普通交付税は12.0%減少した。地方税については合併団体で3.9%増、非合併団体で4.1%増であり、増加率に大きな差はない。ところが、普通交付税については合併団体では5.8%減にとどまったのに対し、非合併団体では20.7%の大幅減となった。

地方税収入の増加に伴って、2002～2009年度における基準財政収入額は、合併団体で2.6%増、非合併団体で1.9%増であった（表1）。一方で基準財政需要額は、合併団体で7.7%減、非合併団体で5.7%減であった。このように分子が増加し、分母が減少した結果、財政力指数（単年度、算術平均）は合併団体では0.46から0.51へ、非合併団体では0.51から0.55へそれぞれ改善された。財政力指数に関する変動係数（標準偏差÷平均）は0.62

¹ 分析対象から除外したのは、①東京23区、②1999～2001年度に合併を経験した大船渡市、潮来市、西東京市、篠山市、③2002年度に合併を経験したつくば市、山梨県南部町、さぬき市、沖縄県久米島町、そして④福島県矢祭町である。2003～2009年度に単独で市制に移行したみよし市と岩出市は、非合併団体に分類した。1999～2001年度に合併したさいたま市と新潟市は、その後も周辺市町村を編入しているので分析対象とした。私は、「平成の大合併」に関する一連の検証を実施しているが、その一環として職員定員、職員給、議員定数、議員報酬などに関する研究を行っている。福島県矢祭町は2009年度から日当制を導入しているため、議員報酬に関する分析対象から除外した。本稿でも比較の対象を統一するため、同町を含めていない。

から 0.60 に低下し、自治体間のバラツキは縮小した。ただし、合併団体はもともと厳しい条件から出発していることもあって²、財政力指数は改善されたとはいっても非合併団体との間にはまだ格差がある。

合併・非合併団体を通じて全般的にみれば、中小規模の町村では基準財政収入額は減少したが、それ以上に基準財政需要額が減少したため、財政力指数はいわば消極的に改善された。これに対し、都市では基準財政収入額が増加する一方で、基準財政需要額が減少したため、財政力指数はいわば積極的に上昇したといえる。

2002 年度から 2009 年度にかけて財政力指数が上昇した自治体は、非合併団体では 70.7% であるが、合併団体では 91.7% を占めている。これは市町村合併による効果の一つといってもよからう。財政力指数が改善された結果、普通交付税の不交付団体は、2002 年度の 83 から 2009 年度には 124 に増加した。ただし、いずれも非合併団体である。

表 1 財政力指数（単年度）の変化

単位：百万円、%

		基準財政収入額			基準財政需要額			財政力指数		
		2002年度	2009年度	変化率	2002年度	2009年度	変化率	2002年度	2009年度	増 減
合併	政令市	125,404	132,836	5.9	164,816	160,478	-2.6	0.78	0.83	0.06
	中核市	51,240	52,260	2.0	69,155	65,866	-4.8	0.75	0.80	0.05
	特例市	29,868	30,787	3.1	41,616	38,525	-7.4	0.73	0.81	0.08
	都市Ⅳ	20,847	21,507	3.2	33,169	30,565	-7.9	0.64	0.72	0.08
	都市Ⅲ	13,490	13,785	2.2	22,791	20,885	-8.4	0.62	0.68	0.07
	都市Ⅱ	7,389	7,513	1.7	14,834	13,437	-9.4	0.52	0.58	0.06
	都市Ⅰ	3,794	3,838	1.2	9,961	8,981	-9.8	0.40	0.45	0.05
	町村Ⅴ	2,126	2,197	3.3	7,006	6,050	-13.7	0.31	0.37	0.06
	町村Ⅳ	1,604	1,590	-0.9	5,591	4,908	-12.2	0.30	0.34	0.04
	町村Ⅲ	1,176	1,126	-4.3	4,868	4,239	-12.9	0.25	0.28	0.03
	町村Ⅱ	919	836	-9.0	3,960	3,422	-13.6	0.24	0.25	0.02
	町村Ⅰ	277	249	-10.3	1,456	1,330	-8.7	0.20	0.20	0.00
小 計		10,518	10,794	2.6	18,155	16,762	-7.7	0.46	0.51	0.05
非合併	政令市	271,369	272,739	0.5	330,722	300,513	-9.1	0.81	0.90	0.08
	中核市	51,099	51,437	0.7	63,908	61,856	-3.2	0.80	0.84	0.03
	特例市	34,546	35,153	1.8	38,438	36,519	-5.0	0.91	0.97	0.06
	都市Ⅳ	28,361	29,648	4.5	29,948	29,006	-3.1	0.95	1.03	0.08
	都市Ⅲ	14,778	15,270	3.3	17,470	16,636	-4.8	0.86	0.94	0.08
	都市Ⅱ	8,096	8,383	3.5	10,743	10,285	-4.3	0.76	0.82	0.06
	都市Ⅰ	3,274	3,242	-1.0	6,979	6,668	-4.5	0.47	0.48	0.01
	町村Ⅴ	3,294	3,508	6.5	5,038	4,779	-5.1	0.66	0.74	0.08
	町村Ⅳ	1,846	1,884	2.1	3,734	3,540	-5.2	0.52	0.56	0.04
	町村Ⅲ	1,430	1,386	-3.1	3,133	2,993	-4.4	0.49	0.50	0.00
	町村Ⅱ	841	829	-1.4	2,570	2,450	-4.7	0.36	0.37	0.01
	町村Ⅰ	345	331	-4.0	1,677	1,593	-5.0	0.21	0.22	0.00
小 計		7,293	7,433	1.9	9,948	9,377	-5.7	0.51	0.55	0.03
全 体		8,381	8,568	2.2	12,719	11,870	-6.7	0.50	0.54	0.04

*1. 総務省「市町村決算状況調査」2002年度、2009年度から作成。

*2. 基準財政収入額と基準財政需要額は、各類型に属する1団体当たりの額である。

*3. 財政力指数は単年度。各類型に属する団体の算術平均である。

² 2000年と2010年の「国勢調査」をもとに、この間に合併を経験した団体について、中心地（2000年時点で人口最多旧自治体）と周辺部（その他の旧自治体）における人口変化をみると、中心地・周辺部ともに増加しているのは424都市のうち38団体、163町村のうち1団体にすぎない。277都市、161町村では中心地・周辺部ともに減少している。

4 悪化した経常収支比率

一般的には、財政力指数が高いと経常収支比率は低いと考えられる。実際、両者の相関係数は2002年度には合併団体で－0.462、非合併団体で－0.278であり、有意な負の相関がみられた。ところが2009年度には合併団体で－0.019、非合併団体で0.109となり、有意な相関がみられなくなった（全体では2002年度－0.312、2009年度0.082）。これは、財政力指数が比較的高い自治体で経常収支比率が全般に高くなったからである。そのため、財政力指数は全般に上昇したにもかかわらず、経常収支比率は全体として悪化した。

2002年度から2009年度にかけて、地方税や地方交付税から構成される経常一般財源等は、合併団体で0.9%減、非合併団体で3.3%減であった。これは地方交付税の削減が影響している。その一方、義務的経費などに充当される経常経費充当一般財源等は、逆に合併団体で5.5%増、非合併団体で2.1%増であった。その結果、減収・減税補填債と臨時財政対策債を含まない経常収支比率（算術平均）は、合併団体では91.4%から95.8%へ、非合併団体では91.1%から94.4%へ上昇し、それぞれ硬直性が増大した（表2）。

表2 経常収支比率の変化

単位：百万円、%

		経常一般財源等			経常経費充当一般財源等			経常収支比率		
		2002年度	2009年度	変化率	2002年度	2009年度	変化率	2002年度	2009年度	増 減
合併	政令市	201,771	200,643	-0.6	190,336	199,755	4.9	92.8	98.6	5.9
	中核市	85,950	83,932	-2.3	75,476	81,067	7.4	88.3	96.7	8.4
	特例市	50,589	50,091	-1.0	44,888	47,333	5.4	88.7	94.8	6.1
	都市Ⅳ	39,191	38,816	-1.0	35,427	37,940	7.1	90.5	97.9	7.4
	都市Ⅲ	26,772	26,589	-0.7	24,097	25,713	6.7	90.0	96.8	6.8
	都市Ⅱ	17,045	16,992	-0.3	15,462	16,338	5.7	90.7	96.5	5.8
	都市Ⅰ	11,041	11,145	0.9	10,164	10,685	5.1	92.0	95.9	3.9
	町村Ⅴ	7,615	7,427	-2.5	7,051	7,066	0.2	92.3	95.1	2.8
	町村Ⅳ	6,030	5,886	-2.4	5,572	5,578	0.1	92.1	95.0	2.8
	町村Ⅲ	5,221	5,099	-2.3	4,862	4,809	-1.1	93.3	94.5	1.3
	町村Ⅱ	4,323	4,132	-4.4	3,992	3,803	-4.7	93.4	92.0	-1.4
	町村Ⅰ	1,565	1,544	-1.3	1,599	1,460	-8.7	101.9	94.8	-7.1
小 計		21,338	21,144	-0.9	19,348	20,420	5.5	91.4	95.8	4.5
非合併	政令市	416,291	394,387	-5.3	411,170	415,353	1.0	97.3	105.3	8.0
	中核市	79,249	77,312	-2.4	74,308	77,530	4.3	93.1	99.9	6.9
	特例市	49,596	48,461	-2.3	46,506	48,314	3.9	93.5	99.5	6.1
	都市Ⅳ	40,218	40,446	0.6	37,013	38,565	4.2	92.3	96.4	4.1
	都市Ⅲ	22,624	22,279	-1.5	21,112	22,006	4.2	93.4	99.5	6.2
	都市Ⅱ	13,364	13,008	-2.7	12,513	12,923	3.3	93.7	99.5	5.8
	都市Ⅰ	7,961	7,618	-4.3	7,564	7,467	-1.3	95.6	98.1	2.5
	町村Ⅴ	6,048	5,897	-2.5	5,258	5,575	6.0	87.2	94.9	7.7
	町村Ⅳ	4,307	4,133	-4.0	3,860	3,874	0.4	90.1	94.7	4.6
	町村Ⅲ	3,681	3,514	-4.6	3,207	3,234	0.8	88.0	92.6	4.6
	町村Ⅱ	2,849	2,720	-4.5	2,559	2,491	-2.7	90.4	92.3	1.9
	町村Ⅰ	1,803	1,715	-4.9	1,625	1,513	-6.9	91.7	89.2	-2.5
小 計		12,321	11,915	-3.3	11,591	11,835	2.1	91.1	94.4	3.3
全 体		15,365	15,031	-2.2	14,210	14,733	3.7	91.2	94.9	3.7

*1. 総務省「市町村決算カード」2002年度、2009年度から作成。

*2. 経常一般財源等と経常経費充当一般財源等は、各類型に属する1団体当たりの額である。

*3. 経常収支比率は各類型に属する団体の算術平均である。

合併団体で経常一般財源等の減少率が比較的軽微であるのは、普通交付税の「合併算定替」が関係しているとみられる³。都市では、ごく一部の例外を除いて経常経費充当一般財源等が増加しており、全般に非合併団体より合併団体において増加率が高い。分母が減少し、分子が増加すれば当然、経常収支比率は上昇する。もともと経常収支比率が高かった非合併の都市ではほぼ100%に近づいており、なかでも政令指定都市では100%を超えている。逆に中小規模の町村では、合併・非合併団体のいずれも経常一般財源等は減少したが、経常経費充当一般財源等も減少した。後者、つまり分子の減少率が上回った結果、経常収支比率は改善されている。この間、経常収支比率に関する変動係数は0.09から0.08に低下し、自治体間の格差はわずかながら縮小した。

2002～2009年度における経常収支比率の改善状況をみると、合併・非合併団体ともに02年度の経常収支比率が100%以上の団体において改善された団体の比率が最も高い（合併団体では34団体のうち27団体、非合併団体では151団体のうち104団体）。これは市町村合併によるもう一つの効果といえよう。ただし、改善団体の比率は非合併団体全体では31.5%であるのに対し、合併団体全体では19.7%にとどまる。しかも非合併団体では経常収支比率が90%未満の団体でも改善された事例が498団体のうち95団体、ほぼ2割を占めているが、合併団体では217団体のうち4団体にすぎない。

5 経常収支比率の悪化要因

経常収支比率は合併・非合併団体ともに全体として悪化した。その理由を探るため、経常一般財源等を①地方税、②地方交付税、③同超過額、④その他に分解するとともに、経常経費充当一般財源等を①公債費、②人件費、③その他に分解して確かめてみよう⁴。地方交付税超過額というのは、普通交付税から基準財政収入額と基準財政需要額の差を引いたものである。普通交付税が通常に交付されていれば超過額は発生しないはずだが、特例等により超過することもある。

表3は、2002年度の経常一般財源等（経常収支比率の分母）の合計を100%として、経常一般財源等と経常経費充当一般財源等の構成要素の寄与度（2002年度の構成比×変化率）をみたものである。例えば合併団体全体では、表2に示されるとおり、2002年度の経常収支比率は193億円÷213億円＝90.6%であるが、分母は211億円÷213億円＝99.1%（b）

³ 前項でみたように、合併・非合併団体ともに普通交付税は総額として減少している。しかし、人口1人当たりによると、非合併団体では5.0万円から3.9万円へ減少したのに対し、合併団体では8.3万円から8.0万円への減少にとどまっており、非合併団体との差は拡大した。

⁴ 経常一般財源等と経常経費充当一般財源等は、総務省「市町村決算カード」による。地方税、普通交付税、公債費、人件費は、総務省「市町村決算状況調」による。後者は決算額であり、経常一般財源を構成する地方税、普通交付税、経常経費充当一般財源に充当される公債費、人件費と同じではない。2009年度の場合、市区町村全体について経常収支比率に用いられる額に対する決算額の倍率をみると、地方税1.12倍、地方交付税（特別交付税を含む）1.32倍、公債費1.16倍である（総務省「地方財政白書」に基づいて計算）。表2の地方税、普通交付税、公債費、人件費は経常収支比率の計算に使用される数値より10%以上大きく、その分だけ「その他」の数値が小さくなっている。

に微減した。その一方、分子は204億円÷213億円＝95.7%（a）に相対的に高止まりしたため、09年度の経常収支比率は95.7%（a）÷99.1%（b）＝96.6%に上昇した⁵。

表3 経常収支比率の構成要素別の寄与度（2002～2009年度）

単位：%

		経常一般財源等					経常経費充当一般財源等			
		合 計	地方税	普通交付税	超過額	その他	合 計	公債費	人件費	その他
合 併	政令市	99.4	79.2	14.3	0.6	5.3	99.0	23.2	33.4	42.3
	中核市	97.7	73.2	19.7	3.8	1.0	94.3	21.6	31.7	41.1
	特例市	99.0	73.1	20.3	5.0	0.5	93.6	21.2	31.8	40.6
	都市Ⅳ	99.0	65.0	28.4	5.3	0.3	96.8	23.0	32.6	41.2
	都市Ⅲ	99.3	59.3	33.4	6.9	-0.3	96.0	23.0	32.2	40.9
	都市Ⅱ	99.7	49.3	43.5	8.8	-1.9	95.8	23.0	30.9	41.9
	都市Ⅰ	100.9	37.5	56.7	10.1	-3.3	96.8	26.1	30.8	39.9
	町村Ⅴ	97.5	30.4	60.6	10.0	-3.4	92.8	26.8	28.9	37.0
	町村Ⅳ	97.6	27.1	64.2	9.2	-2.9	92.5	25.9	28.2	38.3
	町村Ⅲ	97.7	21.9	70.0	10.4	-4.7	92.1	29.3	27.1	35.7
	町村Ⅱ	95.6	19.9	70.8	11.0	-6.1	88.0	29.5	25.6	32.8
	町村Ⅰ	98.7	17.4	76.9	7.8	-3.4	93.3	29.7	35.1	28.5
	小 計	99.1	58.8	34.2	6.2	-0.2	95.7	23.3	31.5	40.8
非 合 併	政令市	94.7	82.6	8.1	0.0	4.1	99.8	28.1	30.0	41.7
	中核市	97.6	81.0	13.6	0.0	3.0	97.8	20.8	33.3	43.7
	特例市	97.7	88.5	6.1	0.0	3.2	97.4	17.3	35.2	44.9
	都市Ⅳ	100.6	91.8	4.8	0.0	4.0	95.9	16.0	35.2	44.8
	都市Ⅲ	98.5	83.0	11.5	0.0	4.0	97.3	16.4	33.9	46.9
	都市Ⅱ	97.3	75.6	16.4	0.1	5.3	96.7	19.0	33.4	44.3
	都市Ⅰ	95.7	46.2	43.2	0.0	6.3	93.8	22.9	31.5	39.3
	町村Ⅴ	97.5	66.4	23.1	0.0	8.0	92.2	17.2	30.0	44.9
	町村Ⅳ	96.0	47.8	40.2	-0.1	8.0	89.9	18.5	29.2	42.2
	町村Ⅲ	95.4	41.7	45.6	-0.1	8.3	87.8	19.4	28.4	40.0
	町村Ⅱ	95.5	30.7	57.7	-0.1	7.2	87.4	22.7	28.5	36.3
	町村Ⅰ	95.1	18.7	70.9	-0.1	5.6	83.9	25.9	26.7	31.3
	小 計	96.7	73.7	18.1	0.0	4.9	96.1	21.7	31.7	42.7
全 体		97.8	66.7	25.7	2.9	2.5	95.9	22.5	31.6	41.8

*1. 総務省「市町村決算状況調」、同「市町村決算カード」、2009年度から作成。

*2. 各類型について、2002年度の経常一般財源等の合計を100%とし、2002～2009年度における経常一般財源等と経常経費充当一般財源等の構成要素の寄与度を計算した。

*3. 地方税、普通交付税、公債費、人件費は決算額であり、経常収支比率の計算に使用される額と異なる。

合併・非合併団体全体について経常一般財源等の構成要素の寄与度をみると、地方税については58.8%対73.7%、普通交付税については34.2%対18.1%、普通交付税超過額については6.2%対0.0%であり、合併団体では普通交付税と同超過額への依存が顕著である。特に町村では普通交付税の寄与度が60～70%台と大きく、同超過額の寄与度も全般に10%前後になっている。

一方、経常経費充当一般財源等の構成要素の寄与度をみると、人件費については31.5%対31.7%であり、ほとんど差はない。その他については40.8%対42.7%であり、非合併団体の寄与度が大きい。これに対し、公債費については23.3%対21.7%であり、合併団体の

⁵ ここでの経常収支比率は、表2の経常一般財源等と経常経費充当一般財源等の額から計算したものである。表2の経常収支比率（類型ごとの算術平均）とは必ずしも一致しない。

寄与度が上回っている。合併団体の場合、公債費の寄与度は都市・町村を通じて 20% を超えており、特に小規模な町村ではほぼ 30% に達している。

2002 年度から 2009 年度にかけて地方債の総額は、合併団体では 2.6 兆円から 2.3 兆円へ 9.5% 減、非合併団体では 2.8 兆円から 2.2 兆円へ 21.4% 減であった。その一方、公債費の総額は、非合併団体では 3.2 兆円から 3.0 兆円へ 6.1% 減であったのに対し、合併団体では 2.8 兆円から 2.9 兆円へ 3.1% 増となった。これを自治体数でみると、2002 ～ 2009 年度に地方債が増加した自治体の比率は、非合併団体では 26.4% であったが、合併団体では 3 分の 1 強の 33.6% に上っている。また、公債費が増加した自治体の比率は、非合併団体では 36.2% であったが、合併団体では過半数の 57.8% に達している。さらに公債費が増加した自治体の比率を合併年次別にみると、2003 年度 66.7%、2004 年度 64.9%、2005 年度 53.2%、2006 ～ 2009 年度 45.2% である。つまり、合併後の年数の経過とともに公債費負担の圧力が強まっていることがみてとれる⁶。

6 合併団体への示唆

以上のことから、合併団体においては、特に次の点に留意する必要がある。

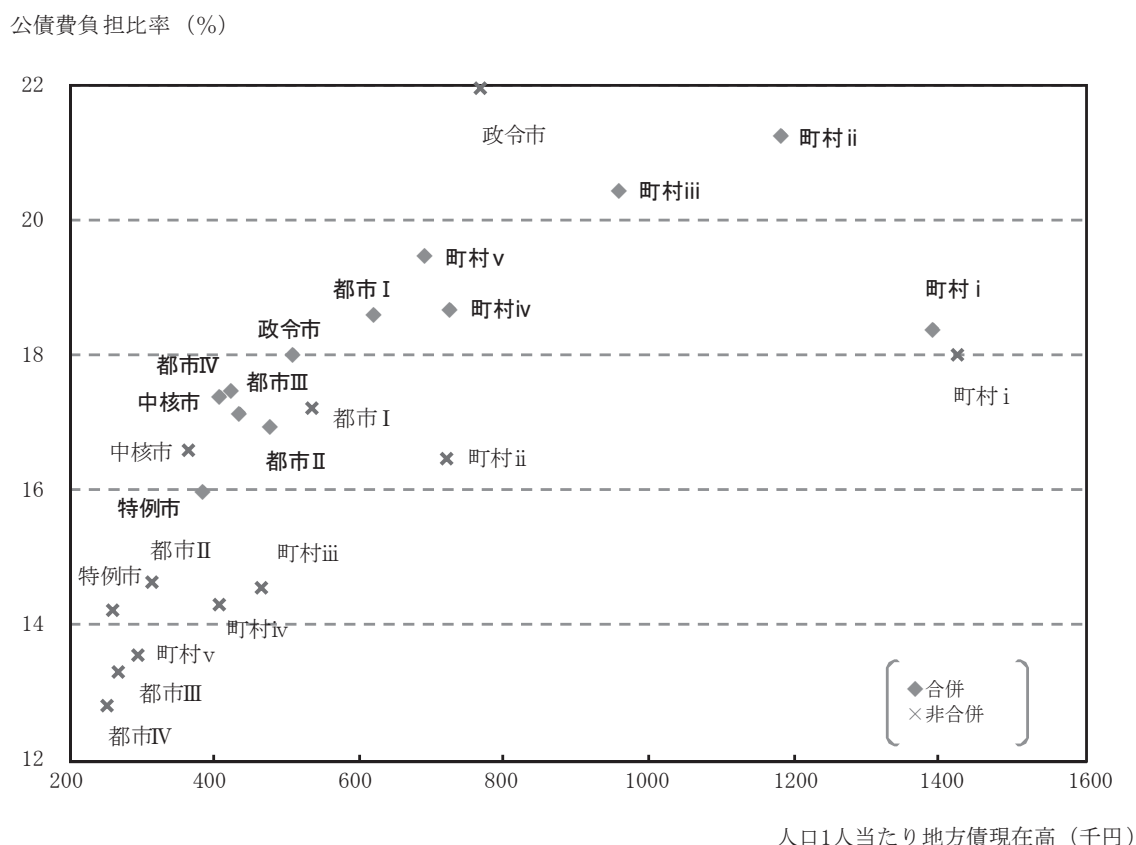
第 1 に、普通交付税から基準財政収入額と基準財政需要額の差を引いた地方交付税超過額は、非合併団体全体ではほぼゼロである（厳密には総額 18 億円、1 団体当たり 156 万円のマイナス）。ところが、合併団体全体では超過額が総額 7,700 億円強、1 団体当たり 13 億円に達している。いいかえれば、非合併団体に比較してそれだけ普通交付税の規模が肥大化しているということである。「一本算定」の条件がたとえ緩和されるにしても、超過額の部分はしだいに削減されていく可能性がある。現在の普通交付税の水準が続くことを期待すべきではない。

第 2 に、経常収支比率の分母を構成する普通交付税とその超過額の縮小が見込まれる一方で、分子は逆に増大することが予想される。定員管理などにより人件費は抑制できたとしても、扶助費はまだ増大する見込みである。これに加えて、公債費が必ず重荷となってくる。人口 1 人当たり地方債現在高と公債費負担比率の関係をみると（図 1）、両者には正の相関関係がある。つまり、同規模の非合併団体に比較すると合併団体では人口 1 人当

⁶ 地方債現在高の積み増しと後年度の公債費負担の増大に関連して、特に次の 4 点に留意する必要がある。第 1 は、合併特例債の発行である。合併特例債の発行額は 2004 年度に 1,555 億円、2005 年度に 4,550 億円であったが、2006 年度以降は 6,000 億円台が続いている。これは新法が終了した 2010 ～ 2012 年度も同様である。第 2 は、減収・減税補填債と臨時財政対策債を除く地方債の発行額である。2002 年度から 2009 年度にかけて地方債全体の発行額は減少した半面、そのうち臨財債への依存が強まっており、合併・非合併団体ともに 22.3% 増加した。この間、減収・減税補填債と臨財債を除くその他の地方債は、非合併団体では 35.5% 減少し、地方債全体に占める構成比は 71.0% から 58.3% に低下した。ところが合併団体では 18.8% 減、構成比は 71.5% から 64.2% へ相対的に軽微な減少にとどまっている。これは、合併特例債の発行が下支えになっているとみられる。第 3 は、公債費のうち元利償還金の額より地方債の額が上回る自治体が少なくないことである。2009 年度の場合、後者が前者を上回る自治体は、非合併団体では 15.3% であったが、合併団体では 19.3% に上る。第 4 は、積立金現在高の減少である。2002 ～ 2009 年度に非合併団体では 8.1% 減であったが、合併団体ではこれをやや上回る 8.6% 減であった。

り地方債現在高が多く、公債費負担比率も高いことが分かる（政令指定都市と町村類型 i は例外）。にもかかわらず、一部の合併団体においては地方債現在高の積み増しが続いていることに注意すべきである。

図 1 人口 1 人当たり地方債現在高と公債費負担比率の関係（2009 年度）



- *1. 総務省「市町村決算状況調」2009年度から作成。
- *2. 各類型に属する団体の算術平均である。

第 3 に、基準財政需要額の押し上げの相当部分は「合併算定替」と合併特例債の発行に負っているとみられる。そのため、2002～2009 年度に財政力指数が改善されたといっても単純に喜ぶことはできない。いずれは財政力指数の低下と経常収支比率の上昇となって跳ね返ってくる可能性があることに注意すべきである。前述のとおり、財政力指数と経常収支比率の間の負の相関は既に薄れていることにも留意する必要がある。

合併自治体は、合併後おおむね 10 年を迎えている。覚悟していた「一本算定」の条件が緩和され、地方創生事業によって交付金がかさ上げされるといった目先の動きに一喜一憂することなく、合併 10 年を機会に改めて財政規律の引き締めを図るとともに、より計画的・効率的な行財政運営に努めていくことが求められる。